

「指定特定施設入居者生活介護事業」  
「指定介護予防特定施設入居者生活介護事業」  
ケアハウスさつき野 運営規程

第1章 事業の目的及び運営の方針

(目的及び基本方針)

- 第1条 この規程は、社会福祉法人津田福祉会が運営する指定特定施設入居者生活介護サービス及び指定介護予防特定施設入居者生活介護サービスケアハウスさつき野(以下「事業所」という。)の運営及び利用について必要な事項を定め、事業所の円滑な運営を図ることを目的とする。
- 2 事業所は、利用者一人ひとりの意思及び人格を尊重し、特定施設サービス計画に基づき、利用者が当該施設においてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の世話を行う。
- また、介護予防特定施設サービス計画に基づき、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の支援、療養上の世話を行うことにより、自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すこととする。
- 3 安定的かつ継続的な事業運営に努める。

(事業所の名称等)

- 第2条 事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。
- 一 名称 : ケアハウスさつき野
- 二 所在地 : 栃木県鹿沼市白桑田253-2

第2章 利用定員等

(入居定員、居室数及び介護を行う場所)

- 第3条 指定特定施設入居者生活介護及び指定介護予防特定施設入居者生活介護の入居定員及び居室数は、次のとおりとする。
- 一 入居定員 40人
- 二 居室数 40室
- 三 介護を行う場所
- ・ 要介護時(認知症を含む軽度の介護については、入居されている一般居室において介護を致します。)に介護を行う場所で介護サービスを行います。

(定員の遵守)

第4条 事業所は、利用定員及び居室の定員を超えて同時に特定施設入居者生活介護及び介護予防特定施設入居者生活介護を行わない。ただし、災害その他やむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

### 第3章 職員及び職務の内容

(職員の区分)

第5条 事業所に次の職員を置く

- 一 施設長(管理者)
- 二 生活相談員
- 三 介護職員
- 四 看護職員
- 五 機能訓練指導員
- 六 計画作成担当者

2 前項に定めるものの他必要がある場合は、定数を超え又はその他の職員を置くことができる。

3 第1項に定めるものは、介護予防サービス事業所との併設及び要介護者以外の当該特定施設の入居者においての人員の兼務や設備の共用とする。

(職務)

第6条 職員の職務分掌は次のとおりとする。

一 施設長(管理者)

ア 事業所の職員の管理、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。

イ 事業所の職員にこの規程を遵守させて必要な指揮命令を行う。

二 生活相談員

利用者の入退所、生活相談及び援助の企画立案・実施に従事する。

三 介護職員

利用者の日常生活の介護、相談及び援助の業務に従事する。

四 看護職員

利用者の看護、保健衛生の業務に従事する。

五 機能訓練指導員

日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練に従事する。

六 計画作成担当者

特定施設サービス計画及び介護予防特定施設サービス計画の作成に関する業務を担当させ、介護支援に関する業務に従事する。

2 職員等の事務分掌及び日常業務の分担については、施設長が別に定める。

(会議)

第7条 事業所の円滑な運営を図るため、次の会議及び委員会を設置する。

- 一 全体研修会
- 二 幹部会議
- 三 品質管理会議
- 四 感染症対策委員会
- 五 褥瘡対策委員会
- 六 身体的拘束等適正化検討委員会
- 七 防災委員会
- 八 事故防止委員会
- 九 入所検討委員会
- 十 サービス担当者会議
- 十一 給食委員会
- 十二 高齢者虐待防止委員会
- 十三 生産性向上委員会(利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会)

2 会議の運営に必要な事項は、施設長が別に定める。

#### 第4章 内容及びその他の費用の額

(内容及び手続きの説明及び同意)

第8条 事業所は、事業の提供の開始に際しては、あらかじめ、利用申込者及びその家族に対し、運営規程の概要、職員の勤務体制、事故発生時の対応、苦情解決の体制等の利用申込者がサービスを選択するために必要と認められる重要事項説明書その他の文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について文書により利用申込者の同意を得た上、別に定める契約書式により利用契約を締結するものとする。

(サービス提供の原則)

第9条 事業所は、正当な理由なくサービスの提供を拒まない。

- 2 事業所は、入居者が特定施設入居者生活介護及び介護予防特定施設入居者生活介護に代えて当該事業所以外の者が提供する介護サービスを利用することは妨げない。

(サービス提供困難時の対応)

第10条 事業所は、入居申込者が入院治療を必要とする場合、その他入居申込者に対し自ら適切な便宜を提供することが困難である場合は、適切な病院若しくは診療所の紹介その他の適切な措置を速やかに講じる。

(要介護認定の申請に係る援助)

第11条 事業所は、サービスの提供を求められた場合は、その提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめる。

- 2 事業所は、前項の被保険者証に認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、サービスを提供するように努める。

(要介護認定の申請に係る援助)

第12条 事業所は、入居の際に要介護認定を受けていない入居申込者については、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、入居申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行う。

- 2 事業所は、要介護認定の更新の申請が遅くとも当該入居者が受けている要介護認定の有効期間の満了日の30日前には行われるよう必要な援助を行う。

(サービス提供の記録)

第13条 事業所は、入居に際しては入居の年月日並びに入居している事業所の名称を、サービスの終了に際しては、当該終了の年月日を、利用者の被保険者証に記載する。

- 2 事業所は、サービスを提供した際には、サービスの提供日、提供した具体的なサービス内容、利用者の心身の状況その他必要な事項を記録する。

(利用料等の受領)

第14条 事業所の行う介護の内容は次のとおりとする。

- 一 入浴、排泄、食事等の介助
  - 二 機能訓練
  - 三 健康管理
  - 四 食事の提供
  - 五 入浴の提供
  - 六 その他必要な日常生活上の援助
- 2 利用料の額は、厚生労働省が定める介護報酬の告示上の額によるものとする。また、自己負担については割合証に記載のある額とする。
  - 3 事業所は、前2項の支払いを受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払いを利用者から受けることができる。
    - 一 おむつ代
    - 二 通院介助(協力医療機関以外)
    - 三 理美容師による理美容サービス
    - 四 買い物代行(通常想定している範囲の店舗以外の店舗に係る買物)
    - 五 貴重品管理

- 六 入退院時の同行(協力医療機関以外)
  - 七 入院中の洗濯物交換・買い物
  - 八 標準的な回数を超えた入浴を利用者の特別な希望により行った場合の介助
  - 九 個別的な外出介助
- 4 事業者は、前項に掲げる費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ利用者又は利用者代理人に対し、当該サービス内容及び費用を記した文書を交付して説明を行い、文書により利用者又は利用者代理人の同意を得るものとする。

(保険給付のための証明書の交付)

第15条 事業者は、法定代理受領サービスに該当しない特定施設入居者生活介護サービスは介護予防特定施設入居者生活介護サービスに係る費用の支払いを受けた場合は、その提供したサービスの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付する、

(サービスの取扱方針)

- 第16条 事業者は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、認知症の状況等利用者の心身の状況を踏まえて、日常生活に必要な援助を妥当、適切に行うものとする。
- 2 事業者は、特定施設サービス計画又は介護予防特定施設サービス計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行う。
  - 3 事業者の職員は、サービスの提供に当たって、利用者又は利用者代理人に対し、サービスの提供方法について、理解しやすいように説明を行う。
  - 4 事業者は、サービスの提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体的拘束等」という。)を行わない。
  - 5 事業者は、前項の身体的拘束等を行う場合には、利用者又はその家族に説明し、同意を得た上で、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得なかった理由を記録する。
  - 6 事業者は、自らその提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善を図る。

(サービス計画の作成)

- 第17条 管理所は、介護支援専門員にサービス計画の作成に関する業務を担当させる。
- 2 サービス計画に関する業務を担当する介護支援専門員(以下「計画作成担当者」という。)は、特定施設サービス計画又は介護予防特定施設サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その有する能力、その置かれている環境等の評価を通じて利用者が現に抱える問題点を明らかにし、利用者が自立した日常生活を

営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握する。

- 3 計画作成担当者は、利用者又はその家族の希望、利用者について把握された解決すべき課題に基づき、他の特定施設従業者と協議の上、サービスの目標及びその達成時期、サービスの内容並びにサービスを提供する上での留意事項等を盛り込んだサービス計画の原案を作成する。
- 4 計画作成担当者は、サービス計画の作成に当たっては、その原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得るものとする。
- 5 計画作成担当者は、サービス計画を作成した際には、利用者に交付するものとする。
- 6 計画作成担当者は、サービス計画作成後においても、他の特定施設従業者との連絡を継続的に行うことにより、サービス計画の実施状況の把握を行うとともに、利用者についての解決すべき課題の把握を行い、必要に応じてサービス計画の変更を行う。

#### (介護)

第18条 介護は、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行う。

- 2 事業所は、自ら入浴が困難な利用者について、1週間に2回以上、適切な方法のより入浴させ、又は清拭をもつて入浴の機会の提供に変えるものとする。
- 3 事業所は、利用者に対し、その心身の状況や排泄状況などを基に自立支援を踏まえて、トイレ誘導や排泄介助等について適切な方法により実施する。
- 4 事業所は、前3項に定めるほか、利用者に対し、その心身の状況や要望に応じて、1日の生活の流れに沿って、食事、離床、着替え、整容その他日常生活上の世話を適切に行う。

#### (機能訓練)

第19条 事業所は、利用者の心身の状況等を踏まえ、必要に応じて日常生活を送る上で必要な生活機能の改善又は維持のための機能訓練を行う。なお、日常生活及びレクリエーション、行事の実施等に当たっても、その効果を配慮するものとする。

#### (健康管理)

第20条 事業所の看護職員は、常に利用者の健康状況に注意するとともに、健康保持のための適切な措置を講じる。

- 2 事業所は、入院及び治療を必要とする利用者のために、協力医療機関及び協力歯科医療機関を定める。

##### 一 協力医療機関

- ① 医療法人社団厚生会 西方病院  
栃木市西方町金崎273-3

② 医療法人社団晴澄会 鷺谷病院  
宇都宮市下荒針町3618

③ さつきクリニック  
鹿沼市白桑田254-11

④ 医療法人松青会 細川病院  
鹿沼市仲町1703番地3

## 二 協力歯科医療機関

医療法人 IXI ファミリー歯科

### (相談及び援助)

第21条 事業所は、常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又は利用者代理人に対し、その相談に適切に応じるとともに、利用者の社会生活に必要な支援を行う。なお、社会生活に必要な支援とは、利用者自らの趣味又は嗜好に応じた生きがい活動、各種の公共サービス及び必要とする行政機関に対する手続き等に関する情報提供又は相談を行う。

### (利用者代理人との連携)

第22条 事業所は、常に利用者代理人との連携を図り、利用者の生活及び健康状況並びにサービスの提供状況を利用者代理人に定期的に報告する等常に利用者との連携を図るとともに、当該事業所が実施する行事への参加の呼びかけ等によって利用者と利用者代理人が交流できる機会等を確保するよう努める。

## 第5章 事業所の利用に当たっての留意事項

### (留意事項の説明及び同意)

第23条 事業所は、利用申込者が入居してサービスを受ける際には、あらかじめ利用者側が留意すべき事項を重要事項説明書により説明し、文書により同意を得る。

### (入居者の心得)

第24条 利用所は、自らの有する能力に応じて、自らの生活様式及び生活習慣に沿った自律的な生活を営むことができるよう、他の利用者のそれにも十分配慮しながら、社会的規範を守り、健全な共同生活の運営に努めるものとする。

### (外出及び外泊)

第25条 利用所は、外出又は外泊するときは、あらかじめ、所定の様式により管理者に届け出るものとする。ただし、職員が随行する場合はこの限りでない。

(衛生の保持)

第26条 利用者は、事業所の清潔、整頓その他環境衛生の保持に協力するものとする。

(禁止行為)

第27条 利用者は、事業所内で次の行為をしてはならない。

- 一 宗教や信条の相違などで他人を攻撃し、又は自己の利益のために他人の自由を侵すこと。
- 二 けんか、口論、泥酔等により他の利用者等に迷惑を及ぼすこと。
- 三 事業所の秩序又は風紀を乱し、安全衛生を害すること。
- 四 指定した場所以外で火気を用いること。
- 五 故意に事業所若しくは物品に損害を与え、又はこれを持ち出すこと。

(利用者に関する保険者への通知)

第28条 事業所は、利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく意見を付して、その旨を保険者に通知する。

- 一 正当な理由なしに利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させた認められたとき。
- 二 偽り、その他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。

## 第6章 緊急時における対応方法

(緊急時等の対応)

第29条 事業所は現にサービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合、その他必要な場合は、速やかに主治の医師又はあらかじめ定めた協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じる。

- 2 事業所は、前項の緊急時等の状況及びその際に採った処置を記録する。

(事故発生時の対応)

第30条 事業所は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、保険者、当該利用者の利用者代理人に連絡を行うとともに必要な措置を講じる。

- 2 事業所は前項の事故の状況及び事故に際して採った措置を記録する。
- 3 事業所は、利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行う。
- 4 事業所は、事故発生時における職員の対応方針を定めた事故発生時対応マニュアルを作成し、職員に徹底する。
- 5 事故が発生した際には、その原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じる。



## 第7章 非常災害対策

(非常災害対策)

第31条 事業所は消防法施行規則(昭和36年自治省令第6号)第3条に規定する消防計画及び風水害、地震等の災害に対処するための計画として、防災計画を別に定める。

2 事業所は、非常災害に備えて避難、救出、夜間想定を含め、その他必要な訓練を行う。

(業務継続の強化(BCP))

第32条 感染症や災害が発生した場合であっても、必要なサービスが提供出来る体制を構築する観点から、業務継続に向けた計画等の策定、研修の実施、訓練の実施を行う。

2 事業所において業務継続計画が未策定な場合、業務継続計画の規定する基準を満たさない場合は、解消されるに至った月まで、所定単位数から減算する。

(感染症対策の強化)

第33条 感染症の発生及び蔓延等に関する取組の徹底を求める観点から、専任の感染対策担当者をおき、定期の委員会開催をするとともに、感染症が流行する時期等を勘案し必要に応じて随時開催、指針の整備、研修の実施、訓練の実施を行う。

## 第8章 その他運営に関する事項

(勤務体制の確保等)

第34条 事業所は、利用者に対し適切なサービスを提供できるよう、従業員の勤務の体制を定める。

2 事業所は、事業所の従業員によってサービスを提供する。ただし、事業所が業務の管理及び指揮命令を確実に行うことができる場合はこの限りではない。

3 事業所は、前項ただし書の規定により介護に係る業務の全部又は一部を委託により他の事業所に行わせる場合にあつては、当該事業所の業務の実施状況について定期的に確認し、その結果等を記録する。

4 事業所は、従業者の資質の向上のために、研修の機会を次のとおり設ける。

- 一 採用時研修 採用後1ヶ月以内
- 二 継続研修 年2回以上

(衛生管理等)

第35条 事業所は、利用者の使用する食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じる。

- 2 事業所は、当該施設において感染症及び食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるように努める。

(高齢者虐待防止の推進)

第36条 利用者の人権の擁護、虐待防止・早期発見、虐待の発生又は再発防止に関する措置を講じる。虐待等の事案については、一概に共有されるべき情報であるとは限られず、個別の状況に応じて慎重に対応します。専任の担当者を決め、委員会の開催、指針の整備、研修の実施を行う。

- 2 事業所において高齢者虐待が発生した場合ではなく、高齢者虐待防止の措置を講じていない場合に減算を行う。高齢者虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催していない、指針を整備していない、年1回以上の研修を実施していない又は担当者を置いていない事実が生じた場合、改善が認められた月までの間について所定単位数から減算する。

(ハラスメント対策の強化)

第37条 男女雇用機会均等法におけるハラスメント対策として、事業主の方針等の明確化及びその周知・啓発、苦情を含む相談、顧客等からの著しい迷惑行為の防止のために必要な措置を講じる。

(会議や多職種連携における ICT 活用について)

第38条 テレビ電話装置等を活用する際は、「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」及び「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守して行う。

(看取り期における本人の意思を尊重したケアの充実)

第39条 看取り期のサービス提供にあたり「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン」等の内容に沿った取組を行うよう努めます。

(生産性向上の取組)

第40条 介護現場における生産性の向上に資する取組の促進を図る観点から、委員会を設置し現場における課題を抽出及び分析した上で状況に応じて、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討する。

(掲示)

第41条 事業所は、運営規程の概要、従業員の勤務体制その他、利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示又は閲覧可能な形でファイルで供覧。また、重要

事項の情報をウェブサイト(ホームページ等又は情報公表システム)に掲載、公表する。

(秘密保持等)

第42条 従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

- 2 事業所は、当該施設の従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じる。
- 3 事業所は、サービス担当者会議において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意をあらかじめ文書により得ておく。

(居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止)

第43条 事業所は、居宅介護支援事業所又はその従業者に対し、利用者に対して特定の事業所によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与しない。

(地域との連携)

第44条 事業所は、その事業の運営にあたっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努める。

- 2 事業所は、その事業の運営にあたっては、提供したサービスに関する利用者からの苦情に関して、市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するように努める。

(苦情解決)

第45条 事業所は、その提供したサービスに係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する。

- 2 事業所は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録する。
- 3 事業所は、その提供したサービスに関し、市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。
- 4 事業所は、市町村からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市町村に報告する。
- 5 事業所は、提供したサービスに係る利用者からの苦情に関して、国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会からの指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。

- 6 事業所は、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告する。

(会計の区分)

第46条 事業所は、事業の会計とその他の事業の会計を区分する。

(記録の整備)

第47条 事業所は、従業員、事業所及び会計に関する次の各号に掲げる記録を整備する。

一 運営に関する記録

- ア 事業日誌
- イ 沿革に関する記録
- ウ 職員の勤務状況、給与等に関する記録
- エ 施設経営に必要な諸規定
- オ 第7条に規定する会議に関する記録
- カ 月間及び年間の事業計画及び事業実施状況表
- キ 関係官署に対する報告書等の文書綴

二 利用者に関する記録(事項に定めるものを除く)

- ア 利用者名簿
- イ 利用者台帳(入居者の生活歴、病歴、入居前の居宅サービスの利用状況その他必要な事項を記録したもの)
- ウ 献立その他食事に関する記録
- エ 入居者の健康管理に関する記録

三 会計経理に関する記録

別に定める経理規定に定められた記録

- 2 事業所は、利用者に対するサービスに関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存する。

- 一 特定施設サービス計画又は介護予防特定施設サービス計画
- 二 第13条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録
- 三 第16条第5項に規定する身体的拘束等の様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
- 四 第28条に規定する市町村への通知に係る記録
- 五 第29条第2項に規定する緊急時等の状況及びその際に採った処置の記録
- 六 第30条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置の記録
- 七 第45条第2項に規定する苦情の内容等の記録

(法令との関係)

第48条 この規定に定めのないことについては、厚生労働省及び介護保険法に定めるところによる。

(改廃)

第49条 この規定の改廃は、理事会において定める。

附 則

この規則は、平成19年 4月 1日から施行する。

平成21年 4月 1日 改正

平成23年 6月16日 改正

平成30年 4月 1日 改定

令和 3年 4月 1日 改定

令和 6年 4月 1日改正